

関係団体の長 殿

福岡県環境部環境保全課長  
( 大 気 係 )

フロン排出抑制法の周知について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、フロン類は、エアコン・冷蔵庫の冷媒など様々な用途に活用されてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。)において、その製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が講じられております。

また、当該対策の一環として、フロン排出抑制法においては、フロン類が使用されている業務用のエアコン又は冷凍冷蔵機器を「第一種特定製品」と規定し、フロン類を回収しないまま第一種特定製品を廃棄等した場合、行政処分のみならず刑事罰の適用対象とするとされております。

今回、東京都において、フロン類を回収しないまま第一種特定製品を廃棄等したとして、フロン排出抑制法違反容疑により被疑者が検挙される事案が発生しました。

つきましては、下記 2 のパンフレット及びリーフレットにより、貴団体の会員等に対してフロン排出抑制法の規制内容等を改めて周知していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

- 1 フロン排出抑制法の検挙事案について (下記 URL から御確認ください)

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/11/09/05.html>

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/11/09/10.html>

- 2 フロン排出抑制法に係るパンフレット、リーフレット

- (1) フロン排出抑制法 パンフレット (2021 年 7 月版)

[https://www.env.go.jp/earth/furon/files/int\\_01-16\\_201911\\_rev.pdf](https://www.env.go.jp/earth/furon/files/int_01-16_201911_rev.pdf)

- (2) フロン排出抑制法 リーフレット

ア 機器管理者向け

[https://www.env.go.jp/earth/furon/files/kikikanrileaflet\\_rev.pdf](https://www.env.go.jp/earth/furon/files/kikikanrileaflet_rev.pdf)

イ 建設・解体業者向け

<https://www.env.go.jp/earth/furon/files/kensetsukaitaileaflet.pdf>

ウ 廃棄物・リサイクル業者向け

<https://www.env.go.jp/earth/furon/files/recycleleaflet.pdf>

- 3 その他

福岡県ホームページ (以下 URL) にも、フロン排出抑制法に関する情報を掲載しております。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/furon-top.html>

(担当) 福岡県環境部環境保全課 大気係 野田, 城山, 丸林  
T E L : 092-643-3360  
電子メール : taiki@pref.fukuoka.lg.jp